## 市内限定型一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、留萌市が発注する建設工事の請負契約の相手方を決定するに当たり、 あらかじめ留萌市に登録している市内建設業者から入札参加を希望する者を募集し、審査 を行い参加させる入札方式(以下「市内限定型一般競争入札」という。)により実施する場 合の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 市内限定型一般競争入札の対象となる建設工事は、予定価格がおおむね1千万円以上であって、工事期間等施工条件上適当と認められる工事で土木、建築工事の中から、建設工事請負入札資格業者審査会規程(昭和59年留萌市訓令第2号。以下「審査会規程」という。)第10条の規定に基づく工事請負入札参加者指名選考委員会(以下「指名選考委員会」という。)の議を経て市長が決定する。

(入札の公告)

- 第3条 市内限定型一般競争入札により入札を行うときは、入札期日の前日から起算しておおむね30日前までに公告内容を、新聞紙、閲覧等の方法により周知するものとする。
- 2 公告の内容は、おおむね次に掲げる事項について行うものとする。
  - (1) 入札に付す事項(工事名、工事場所、工期、工事の概要等)
  - (2) 入札参加希望者の要件
  - (3) 市内限定型一般競争入札参加申請書(以下「入札参加申請書」という。)等の提出期限、場所等
  - (4) 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧期間、場所等
  - (5) 入札保証金の有無
  - (6) 支払条件(前金払、部分払の有無)
  - (7) 契約保証金の有無
  - (8) その他

(入札参加希望者の要件)

- 第4条 市内限定型一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当するものとする。
  - (1) 工事請負入札参加者名簿中、発注工事と同種の工事種目に登録されている者で、市 長が工事ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。
  - (2) 入札執行日までの間、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成 14 年市長決裁)による指名の停止を受けていないこと。
  - (3) 発注工事に対応する許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が4年以上あること。
  - (4) 発注工事とおおむね同規模と認める建設工事の元請としての施工実績があること。 ただし、共同企業体にあっては、代表者又は構成員のいずれかに同規模の施工実績が

あること。

- (5) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を 工事に専任配置できること。
- (6) 現場代理人を工事現場に専任配置できること。
- (7) 共同企業体の場合にあっては、前各号のほか、別に定める共同企業体としての要件も満たしていること。

(入札の参加申請)

- 第5条 市内限定型一般競争入札の参加しようとする者は、市内限定型一般競争入札参加申請書(別記様式第1号)に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。なお、提出方法は、持参によるものとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けないものとする。
  - (1) 類似工事施工実績調書(別記様式第2号)
  - (2) 類似工事施工実績を証明する書面(工事実績証明書(別記様式第3号)又はこれに 代わる書面(契約書の写し))
  - (3) 配置予定技術者調書(別記様式第4号)
  - (4) 共同企業体の場合においては、前各号の様式を構成員ごとに添付するほか、次の書類を提出しなければならない。
    - ア 建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書
    - イ 建設工事共同企業体協定書
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、申請書の提出期限の設定に当たっては、公告の日の翌日から起算しておおむね 7日とするものとする。

(入札参加希望者の要件の審査)

- 第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、審査会規程第4条の規定に基づく 工事請負入札参加資格者審査会(以下「資格審査会」という。)において、その内容を審査 させるものとする。
- 2 資格審査会は、前項の審査結果を指名選考委員会に報告するものとする。
- 3 指名選考委員会は、前項の報告を受けた者のうち要件を満たした者については入札の参加を認めるものとする。
- 4 市長は、前項の選考結果に基づき入札参加を認めない者については、電話等により連絡 するものとする。

(市内限定型一般競争入札参加資格申請書の受理)

第7条 市内限定型一般競争入札参加資格申請書の受理は、市内限定型一般競争入札参加資格申請書受理票(別記様式第5号)により行うものとする。

(入札参加を認めない者に対する理由の説明)

第8条 入札参加を認められなかった者がその理由を求めようとするときは、連絡を受けた 日の翌日から起算して5日(留萌市の休日を定める条例(平成2年留萌市条例第2号))に規 定する休日を含まない。)以内に書面を持参して行わせるものとし、郵送又はファクシミリによるものは受付けないものとする。

2 市長は、前項の理由を求められたときは、原則として理由を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、入札参加を認めない者に対し書面(別記様式第6号)により回答するものとする。

(設計図書等の閲覧等)

- 第9条 設計図書等は、公告を開始した日から入札日の前日までの間、市長が指定する場所 において閲覧に供するものとし、入札日までの間、設計図書の貸出を受けることができる。
- 2 設計図書等に対する質問及び回答については、公示用設計図書の取扱要綱 (平成6年市 長決裁)に基づき行うものとする。

(入札の無効)

第10条 公告に示した入札参加希望者の要件に該当しない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び建設工事競争入札心得等において示した入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

(入札の中止等)

第11条 市内限定型一般競争入札を執行するに当たり、入札参加者が一人の場合については、この入札を中止するものとする。

(予定価格の事後公表)

第12条 入札の公正な競争を確保するため、予定価格については、入札執行後の公表とする。

附則

- 1 この要領は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 平成21年5月1日から平成22年3月31日までの間は、第2条中「1千万円」 とあるのは、「3千万円」と読み替えるものとする。